

## 第32回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月20日（木）午後3時00分から午後4時40分
2. 開催場所 あづま家
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 3番 早乙女 誠  
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 2人  
川嶋敏雄推進委員、大橋好一推進委員
5. 議事日程  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
  
日程第1 会務報告について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
日程第4 議案第3号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について  
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第6 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について  
  
日程第7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
日程第8 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について  
その他  
  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要  
●局長 定刻になりましたので、令和2年度第32回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 あいさつ

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、8番 大橋好一 委員、9番 中川久枝 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

#### ●局長 会務報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページ2ページをご覧ください。

- ・1月20日(月)、栃木県農業会議職員を講師として、農業者年金に関する研修会が役場正庁及び昼食会が匂香において開催され、農業委員10名、推進委員11名、経済部長、事務局3名役が出席いたしました。
- ・1月28日(火)、県常設審議委員会がニューみくらにおいて開催され、梁島源智会長と堀主幹が出席いたしました。
- ・2月6日(木)、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集に伴う説明会が稲葉公民館で開催され、梁島源智会長、琴寄成人農業委員、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、伊藤博推進委員、木野内佳代子推進委員、事務局より堀靖久主幹、岡洋子局長補佐、私が出席いたしました。
- ・同じく2月10日(月)農業再生協議会総会が役場正庁において開催され、梁島源智会長、篠原正明農業委員、清水利通農業委員(壬生町営農集団連絡協議会長)、鈴木進吉推進委員(壬生町認定農業者協議会長)事務局から私が出席いたしました。
- ・同じく2月10日(月)、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集に伴う説明会が役場ひばり館において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理清水利通農業委員、大橋好一農業委員、戸崎浅一推進委員、鈴木進吉推進委員、事務局より堀靖久主幹、岡洋子局長補佐、私が出席いたしました。
- ・2月13日(木)、農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場委員会室において開催され、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、早乙女誠農業委員、

梁島源智会長、大橋好一農業委員、中川久枝農業委員、事務局から堀主幹と私が出席いたしました。

- ・同じく、2月13日（木）農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が役場委員会室において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、清水利通農業委員、篠原正明農業委員、大久保幸雄農業委員、事務局から堀主幹と私が出席いたしました。
  - ・2月13日（木）栃木県農村女性トップリーダー懇談会が県庁研修館において開催され大橋幸子農業委員が出席いたしました。
  - ・2月13日（木）農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集に伴う説明会が南犬飼地区公民館において開催され、刀川正己農業委員、大久保幸雄農業委員、中川久枝農業委員、川嶋敏雄推進委員、大関孝男推進委員、事務局より堀靖久主幹、岡洋子局長補佐、私が出席いたしました。
  - ・2月14日（金）第2回市町農業委員会会長・事務局長会議がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と私が出席致しました。
- 以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。  
事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

2/5（水）締切りの時点で、6件ございましたが、第5項案件については申請人より取り下げ願いが提出されましたので議案から削除願います。それでは議案に従いまして第1項から順にご説明します。

- 1 譲渡人 \_\_\_\_\_ (松原) 自作地 87㍍ 貸付地 32㍍  
譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 452㍍ 借受地 12㍍

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石字八幡 田 2161㎡

売買による所有権移転 ( \_\_\_\_\_ 円) 稼動 3人

- 2 譲渡人 \_\_\_\_\_ (松原) 自作地 187㍍  
譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 452㍍ 借受地 12㍍

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石字待久保	田	730㎡	
壬生町大字七ツ石字待久保	田	49㎡	
	合計		779㎡

売買による所有権移転 ( \_\_\_\_\_ 円/10a) 稼動 3人

- 3 譲渡人 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木) 自作地 217㍍  
譲受人 \_\_\_\_\_ (壬生下馬木) 自作地 73㍍

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字下馬木西 田 449㎡

売買による所有権移転 ( \_\_\_\_\_ 円/10a) 稼動 2人

- 4 譲渡人 \_\_\_\_\_ (台坪) 自作地 34㍍  
譲受人 \_\_\_\_\_ (三好町)  
自作地 340㍍ 借受地 48㍍ 貸付地 22㍍

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字向田 田 1530㎡

売買による所有権移転 ( \_\_\_\_\_ 円/10a) 稼動 3人

第5項は取り下げです。

- 6 譲渡人 \_\_\_\_\_ (下野市)  
自作地 377㍍ 借受地 551㍍  
譲受人 持分 2分の1 \_\_\_\_\_ (下野市)  
自作地 377㍍ 借受地 551㍍

(土地の表示)

壬生町大字安塚字鍋小路 畑 2354㎡

贈与による所有権移転 稼動 2人

---

・・・なお、第1項から第4項及び第6項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明といたします。

- 議長 それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 1番 琴寄成人 委員

●1番 琴寄成人委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項の案件について、去る2月10日に大橋好一農業委員、青木幸一推進委員、譲受人 \_\_\_\_\_ 氏、立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無いので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

●1番 琴寄成人 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項の案件について、去る2月10日に、中川久枝農業委員、伊藤博推進委員、譲受人\_\_\_\_\_氏、立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無いので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

●6番 清水利通 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項の案件について、去る2月12日に琴寄成人農業委員、譲渡人\_\_\_\_\_氏、譲受人\_\_\_\_\_氏、立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第4項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項の案件について、去る2月10日に刀川正己農業委員、鈴木進吉推進委員、譲受人\_\_\_\_\_氏、立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第5項案件は取り下げとなっておりますが、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 9番 中川久枝 委員

● 9番 中川久枝 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項の案件について、現地調査を行ったところ、砂利が敷かれており、車も何台も止めてあり駐車場として使われ、農地とはみなされず、現地調査もできない旨伝えました。結果、取り下げとなりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について何か発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

● 8番 大橋好一 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

第6項の案件について、去る2月12日に篠原正明農業委員、戸崎浅一推進委員、譲渡人\_\_\_\_\_氏、立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕



それでは、議案書5ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

2/5 (水) 締切りの時点で、7件ございました。議案に従いましてご説明します。

1 賃貸人 \_\_\_\_\_ (西部)

\_\_\_\_\_ (西部)

\_\_\_\_\_ (西部)

賃借人 \_\_\_\_\_ (北原)

(土地の表示: \_\_\_\_\_)

壬生町大字羽生田字新郭 畑 6 8 4 m<sup>2</sup>

壬生町大字羽生田字新郭 畑 4 5 2 m<sup>2</sup>

(土地の表示: \_\_\_\_\_)

壬生町大字羽生田字新郭 畑 1 3 3 8 m<sup>2</sup>

(土地の表示: \_\_\_\_\_)

壬生町大字羽生田字新郭 畑

3538 m<sup>2</sup>のうち 4 5 9 . 9 8 m<sup>2</sup>

合 計 2 9 3 3 . 9 8 m<sup>2</sup>

園芸用土採取及び搬出入路

賃借権の設定1年間

2 譲渡人 \_\_\_\_\_ (福和田)

譲受人 \_\_\_\_\_ ゆうげんがいしゃ 有限会社 だいひょうとりしまりやく 代表取締役 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字橋林 畑 1 9 1 6 m<sup>2</sup>

資材置き場 所有権移転 売買

3 譲渡人 \_\_\_\_\_ (国谷1-1)

\_\_\_\_\_ (国谷外道)

\_\_\_\_\_ (国谷1-2)

\_\_\_\_\_ (国谷1-2)

\_\_\_\_\_ (国谷1-1)

\_\_\_\_\_ (国谷1-2)

\_\_\_\_\_ (国谷外道)

\_\_\_\_\_ (助谷 2)

\_\_\_\_\_ (国谷 2 - 1)

\_\_\_\_\_ (国谷 1 - 2)

譲受人 ゆうげんがいしや 有限会社 \_\_\_\_\_ だいひょうとりしまりやく 代表取締役 \_\_\_\_\_ (下野市)

(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台東	畑	3 0 5 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字磯台東	畑	2 7 6 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字磯台西	畑	1 4 4 7 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台東	畑	1 8 8 4 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台東	畑	1 6 0 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字磯台東	畑	1 4 5 1 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台東	畑	1 8 2 8 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字上原	畑	1 9 9 0 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台東	畑	2 4 0 9 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字磯台東	畑	2 3 0 4 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台西	畑	1 4 6 7 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字磯台西	畑	2 9 9 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字磯台西	畑	1 4 9 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字横大道	畑	6 8 7 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台西	畑	1 3 4 2 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字磯台西	畑	4 4 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字磯台西	田	6 7 8 3 m <sup>2</sup>
壬生町大字国谷字上原	畑	9 8 1 m <sup>2</sup>
(土地の表示: _____)		
壬生町大字国谷字上原	畑	1 9 8 3 m <sup>2</sup>
	合 計	3 7 1 6 2 m <sup>2</sup>

\_\_\_\_\_ 敷地 所有権移転 売買

#### 4 譲渡人 \_\_\_\_\_ (第三)

譲受人 かぶしきがいしや 株式会社 \_\_\_\_\_ だいひょうとりしまりやく 代表取締役 \_\_\_\_\_ (宇都宮市)

(土地の表示)		
壬生町大字壬生乙字愛宕裏	田	6 6 4 m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙字愛宕裏	畑	8 2 m <sup>2</sup>
	合 計	7 4 6 m <sup>2</sup>

太陽光発電設備敷地 所有権移転売買

5 譲渡人 \_\_\_\_\_ (通町)

\_\_\_\_\_ (第三)

譲受人 <sup>かぶしきがいしゃ</sup>株式会社 \_\_\_\_\_ <sup>だいひょうとりしまりやく</sup>代表取締役 \_\_\_\_\_ (東京都)

(土地の表示 \_\_\_\_\_)

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 田 5 5 8 m<sup>2</sup>

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 田 4 4 m<sup>2</sup>

(土地の表示 : \_\_\_\_\_)

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 田 3 5 0 m<sup>2</sup>

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 畑 1 7 m<sup>2</sup>

壬生町大字壬生乙字愛宕裏 田 1 5 8 m<sup>2</sup>

合 計 1 1 2 7 m<sup>2</sup>

太陽光発電設備敷地 所有権移転 売買

6 貸 人 \_\_\_\_\_ (六美北部)

借 人 \_\_\_\_\_ (下野市) \_\_\_\_\_ (下野市)

(土地の表示 : \_\_\_\_\_)

壬生町大字壬生丁字六美 畑 4 5 9 m<sup>2</sup>

専用住宅敷地使用貸借権の設定 20年間

7 賃貸人 \_\_\_\_\_ (前橋市)

賃借人 \_\_\_\_\_ <sup>かぶしきがいしゃ</sup>株式会社 <sup>だいひょうとりしまりやく</sup>代表取締役 \_\_\_\_\_ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字北原 畑 1 9 8 0 m<sup>2</sup>

壬生町大字羽生田字北原 畑 3 1 1 6 m<sup>2</sup>

合 計 5 0 9 6 m<sup>2</sup>

園芸用土採取 貸借権の設定 1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る2月13日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の1番 琴寄成人 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 琴寄成人 委員 (1項の件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、2月13日（木）に私と 早乙女 誠職務代理、刀川 正己委員、大垣<sup>おおがき</sup> 仁美<sup>ひとみ</sup> 事務局長、堀<sup>ほり</sup> 靖久<sup>やすひさ</sup> 主幹の5名、第3項案件のみ梁島 源智会長、大橋 好一委員、中川 久枝委員を加えた8名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から北西に約300メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を道路から2m、農地から1mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市内にあります\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_に出荷する予定となっております。

また、埋戻しの用土は鹿沼市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地は実績なし、前回地は農地へ復元完了となっております。隣接土地所有者の転用同意書、誓約書の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○4番 篠原正明 委員

実績調書で前々回地実績なしとなっておりますが、今回は2回目の掘削ということで、実績調書は2回前までさかのぼって報告ということですか。

○堀主幹 そうです。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1 番 琴寄成人 委員（2 項案件について報告）

次に第 2 項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_の南隣に位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないたため第 2 種農地に該当します。事業計画書によると、譲受人が元々使用している資材置場については、車両置場として使っているところと、冬場は日陰になり碎石等が凍って搬出できなくなってしまうところの 2 か所であり、平成 20 年に新たに資材置場として壬生町の土地を借りましたが、土地所有者の意向で返却し、資材置場が不足したまま現在に至っている状況です。土地の選定理由といたしましては、必要な面積が確保できるほか、営業所から約 5 km 離れておりますが、住宅地に隣接してないため大型車搬入に伴い近隣住民への影響が少ないことから選定し、土地所有者の同意が得られたことから申請したということです。給排水はなし、雨水は敷地内自然浸透処理で周辺に流出しないようコンクリートブロックを設置するという事です。

なお、隣接土地所有者の転用同意書のほか、事業資金については、自己資金で対応するため金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第 2 種農地であり、土地選定経過において第 2 種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○ 8 番 大橋好一 委員

事業資金\_\_\_\_\_万というのは、土地代ですか。

○堀主幹 土地代と造成費も含まれています。

○ 1 番 琴寄成人 委員

造成といっても、コンクリートブロックで周りを囲い、砂利をまく程度と聞いています。

○議長 それでは採決いたします。議案第 2 号第 2 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 全員賛成ですので、議案第 2 号第 2 項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 琴寄成人 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から北東に約800メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、現在\_\_\_を営んでいる経営者が廃業することに伴い、既存の\_\_\_を活用できることと併せ、周辺土地所有者の協力が得られ必要面積が確保できることから土地を選定したということです。給水は地下水を利用し、\_\_\_の汚水は浄化槽処理後河川に放流、休憩室等の汚水は浄化槽処理後地下浸透の予定です。雨水については、敷地内を砕石敷とし可能な限り地下浸透させるのと併せ、敷地内に深さ約2.5mの浸透池を設置します。また、敷地外周の低い部分に堤防を設け浸透池があふれた場合でも直ちに周囲に流出しないよう対策を行うということです。事業資金については、借入で対応するため、融資証明書が添付されております。併せて令和2年1月20日付壬農振第144号にて用途区分の適回答書が添付されており、栃木土木事務所との協議も済んでいるということです。

以上のことから農振農用地ではありますが、農業用施設用地のための転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となるところですが、住民説明会の範囲を広げて実施したうえで農業委員会として再度判断することとしたい旨を話したところ、保留することに同意していただけたため調査委員会としましては、許可保留となりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○1番 琴寄成人 委員

農業委員会への事務手続き的にはどうなのか。

2棟を先に建てたいというのは、既存的に先に2棟たてちゃえば続けて建てられるっていうことかな。

○8番 大橋好一 委員

前に\_\_\_\_\_でやっていた施設の跡地は農地ではないので、すぐに建てられるそうです。そこは今回の農転の範囲に入っていない。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第3項について、委員長報告のとおり保留とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は保留と決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 琴寄成人 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から南に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、330ワットのパネル252枚、合計出力83.16キロワットの太陽光発電施設を予定しております。なお、事業資金については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 琴寄成人 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から南に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、330ワットのパネル252枚、合計出力83.16キロワットの太陽光発電施設を

予定しております。なお、事業資金については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

#### ●1番 琴寄成人 委員 (6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から東に約300メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の広がり10haを超えるため、第1種農地に該当します。申請者は、現在、下野市のアパートに妻・子供2人の4人で住んでおりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となっていることから住宅建築を検討し父に相談したところ、土地を提供してもらえることとなり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、申請地以外に適した土地がないため適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽による宅内処理の予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所と協議済ということです。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと



思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 琴寄成人 委員 (7項案件について報告)

次に第7項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_から北に約900メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を宅地から3m、他は2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大4mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市内にあります\_\_\_\_\_に出荷する予定となっております。

また、埋戻しの用土は自社ストックヤードから調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地は農地へ復元完了し、前回地は採掘まで完了し、埋め戻しが90%の進捗状況で農地への復元が見込まれることとなっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、2月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細(他の土地利用目的をもつての除外)1番について、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書8～9ページの議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件についてご説明します。

2/5(水)締切りの時点で、壬生町農業振興地域整備計画変更の申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

1 助谷霞内 \_\_\_\_\_

用途区分 農用地 台帳 田 現況 田 535.00㎡

利用目的 資材置き場

利用予定者 \_\_\_\_\_

所有者 \_\_\_\_\_

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る2月13日の調査委員会において調査済ですので、調査委員長の3番 早乙女誠 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 早乙女誠 委員 標記の件について報告

議案第3号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、2月13日(木)私と梁島 源智会長、清水 利通委員、篠原 正明委員、大久保 幸雄委員、大垣 仁美事務局長、堀 靖久主幹、農政課

増田 利幸主幹の8名で調査いたしました。

それでは、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、\_\_\_\_\_から南西へ約1,200メートルの所です。土地所有者は\_\_\_\_\_氏で、土地の利用予定者の\_\_\_\_\_が資材置場の敷地の拡張を目的とした除外の申し出となっています。現在、利用している資材置き場が手狭になったため、西側に敷地を拡張するため、今回の申し出に至ったということです。

申請地の周囲は、南側に八幡宮、北側に水路、東側に資材置き場、西側に段差がある道路となっており、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地以外に供することが必要かつ適当であって農用地以外に代替する土地がないこと
  - ・農用地の集団化及び農作業の効率化その他土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと
  - ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
  - ・農用地の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、調査委員会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

---

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書10ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。

議案書11～13ページのとおり、14件・32筆・面積合計が57,024㎡となっております。

利用権の新規、使用賃借権分についてご説明します。

議案書14～16ページのとおり、14件・32筆・面積合計が37,850㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書17ページのとおり、3件・8筆・面積合計が13,202㎡となっております。

利用権の再設定、解除条件付賃借権分についてご説明します。

議案書18ページのとおり、3件・6筆・面積合計が4,761㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議案書19ページの議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

新規の利用権設定、賃借権分については20ページのとおり、1件1筆、11,821㎡です。

以上、今案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定を満たしているものと考えます。  
以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生

町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第6の議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書19ページの議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

新規の利用権設定、賃借権分については20ページのとおり、1件1筆、11,821㎡です。

以上、今案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

---

○議長 次に、報告事項に入ります。

○議長 日程第7の報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の21ページから23ページの9件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8の報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の24ページの12件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長 次に、その他の件を議題といたします。

事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局（岡補佐）説明

1. 農業委員会卒業旅行について

○議長 5月25日から27日までで、伊勢志摩で計画をしました。

今の状況だと心配だという意見多数あり。

○議長 今回の行程表は白紙とし、様子を見ながら相談する。

○岡補佐 H31年1月～令和元年12月分賃借料情報について⇒目を通してもらい次の総会で何か意見があったら報告してもらおう。

その他事務連絡

昼食会決算報告

活動記録簿について⇒新年度分、来月の総会で渡す。

農業委員・農地利用最適化推進委員募集について

県内農業委員・農地利用最適化推進委員報酬について

のうねん1月号について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和2年度第32回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午後4時40分閉会】

議事録署名委員

議 長

---

8 番

---

9 番

---